

議案第60号	三田市学校給食費徴収条例の制定について
総務課	平成24年度から学校給食費を公会計化し、学校給食費の透明性の向上や保護者負担の公平性を図るため、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【趣旨】 学校給食費会計の現状は、私会計により会計処理をしているが、学校給食費の透明性の向上、保護者負担の公平性の確保、学校事務の軽減かつ総計予算主義の原則に則り、公会計化へ移行するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 学校給食法(昭和29年法律第160号)</p> <p>【内容】 主な規定内容は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校給食費の定義(第2条関係) <p>三田市立小学校及び中学校条例に規定する学校並びに三田市立幼稚園条例に規定する幼稚園で実施される学校給食の運営に要する経費のうち、教育委員会が学校園の設置者が負担すべき経費として規則で定めるものを除いた給食に要する経費</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) <u>三田市立学校給食センター設置条例(昭和59年三田市条例第34号)に規定する学校給食センターに勤務する者に要する給与その他の人件費</u></p> <p>(2) <u>学校給食の実施に必要な施設及び設備の維持修繕費</u></p> <p>(3) <u>その他委員会が必要と認めた経費</u></p> </div> ●学校給食費の徴収額(第3条関係)→月額を規定 <p>小学校 3,790円 中学校 4,370円 幼稚園 2,860円</p> <p>上記額にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を徴収する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) 学校園が給食を実施しない月における学校給食費 徴収しない</p> <p>(2) 月の途中で転入し、若しくは転出した者又は病気その他の理由により欠席した者に係る学校給食費 月額(同条第1項に規定する月額をいう。以下同じ。)を上限として別表に規定する区分により算出した額</p> <p>(3) 食物性アレルギー疾患の場合における学校給食費 月額を上限として別に定める額</p> </div> ●学校給食費の徴収対象者(第4条関係) <ul style="list-style-type: none"> ・学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者 ・学校園及び学校給食センターに勤務する者 ・上記のほか、学校給食費を徴収する必要があると認める者 ●学校給食費の納付(第5条関係) ●学校給食費の減免(第6条関係) <p>【施行期日】 平成24年4月1日</p> <p>【予算措置】 平成24年度予算から歳入歳出予算を計上予定</p>	